

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 税務課
委託業務番号	令和4年度 長税第660-6号
委託業務名称	令和6年度評価替えに係る土地鑑定評価業務委託
委託業務場所	長浜市全域
業務の概要	令和6年度の固定資産(土地)の評価替えにあたり、地価公示価格やその他の公的な土地評価(地価調査価格、相続税路線価など)との適正な均衡を図るとともに、価格調査基準日(令和5年1月1日)における標準宅地の価格を鑑定するもの。
履行期間	令和4年10月14日から令和5年3月24日まで
契約年月日	令和4年10月13日
契約額(税込)	標準宅地1地点あたり68,200円
契約の相手方	[所在地又は住所] 彦根市大東町13番1号 上野第2ビル [商号又は名称] 第一不動産鑑定所
契約相手方の選定理由	長浜市内の標準宅地の価格だけでなく、地価公示価格や他の公的な土地評価との適正な均衡を図る必要があることから、令和5年地価公示価格(価格調査時点 令和5年1月1日)の鑑定評価を委嘱され、また、他の公的な土地評価の鑑定実績のある「第一不動産鑑定所」を随意契約の相手方として選定した。
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>